

柏南町会規約（町会法人化新規約）

第1章 総則

第1条（目的）

本町会は会員協力のもと次の活動を行い、良好な地域社会の維持、形成に資することを目的とする。

- 1 市当局及び他町会との連絡を緊密にして、本町会の発展向上を計る。
- 2 町会内の環境衛生整備、防犯、防火、上下水道の清掃、道路の清掃整備、外路灯の維持管理、青少年の健全育成、町会員の交通事故防止等を行う。

第2条（名称）

本町会を柏南町会と称する。

第3条（区域）

本町会の区域は別紙の通りとする。

第4条（主たる事務所）

本町会の主たる事務所は、柏南ふるさと会館に置く。

第2章 会員

第5条（会員）

本町会の会員は第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

第6条（会費）

本町会の会員は、総会において別に定める会費を負担納入しなければならない。

第7条（入会）

第3条に定める区域に住所を有する個人で、本町会に入会しようとする者は、別に定める入会申し込書と町会加入費を町会長へ提出する。

なお、本町会は入会申し込みがあった場合、正当な理由なくしてこれを拒んではない。

第8条（退会）

会員が次の各項に該当する場合は退会したものとする。

- 1 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- 2 本人より別に定める退会届けが町会長へ提出された場合。
- 3 会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合。

第3章 役員

第9条（役員の種類）

本町会に下記の役員を置く。

1. 町会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会 計 2名
4. 総務部長 1名
5. 総務部員 4名
6. 婦人部長 1名
7. 監 事 2名
8. 班長・副班長 各班1名ずつ（10班は班長のみ）

第10条（役員の選任）

- 1 役員は総会において会員の中から選任し、総会において承認を受けるものとする。
- 2 監事と町会長は、副会長、会計、総務部長、総務部員、婦人部長、班長、副班長を相互に兼任することはできない。

第11条（役員の職務）

- 1 町会長は、本町会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は町会長を補佐し、町会長に事故あるときまたは、町会長が欠けたときは、町会長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 会計は正、副各1名とし、一切の会計事務を処理する。
- 4 総務部長は町会運営の総務に携わる。
- 5 総務部員は総務部長を補佐し、事務連絡及び各戸への配布資料を班長へ届け、南部地区協議会行事、町会行事等において積極的な活動をする。
- 6 婦人部長は婦人部を代表し、町会諸行事の援助活動をする。
- 7 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - 1) 本町会の会計及び資産の状況を監査する。
 - 2) 町会長、副会長、総務部長、総務部員、婦人部長、班長、副班長の業務執行の状況を監査する。
 - 3) 会計及び資産の状況または業務執行について、不正の事実を発見したときはこれを総会に報告する。
 - 4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。
- 8 班長、副班長は自班各戸の連携を密にし、円滑な町会運営基盤構成に努める。

第12条（役員の任期）

- 1 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

第13条（総会の種別）

本町会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

第14条（総会の構成）

総会は会員をもって構成する。

第15条（総会の機能）

総会はこの規約に定めるもののほか、本町会の運営に関する重要な事項を議決する。

第16条（総会の開催）

- 1 定期総会は毎年度決算終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - 1) 町会長が必要と認めたとき。
 - 2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - 3) 第11条第7項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

第17条（総会の招集）

- 1 総会は町会長が招集する。

町会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 2 総会を招集する時は、会議の目的たる事項とその内容並びに日時と場所を示して、開催の5日前までに会員へ文書をもって通知しなければならない。

第18条（総会の議長）

総会の議長はその総会に出席した会員の中から選出する。

第19条（総会の定足数）

総会は会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

第20条（総会の議決）

総会の議事はこの規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する処による。

第21条（会員の議決権）

- 1 会員は総会において各々1個の表決権を有する。
- 2 次の事項については前項の規定に拘わらず、会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とし、1世帯をもって1個の議決権とする。

第22条（総会の書面表決等）

- 1 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第19条、第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第23条（総会の議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1) 日時及び場所
 - 2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者並びに白紙委任状による委任者を含む）。
 - 3) 開催目的及び審議事項。
 - 4) 議事の経過概要及び議決事項。
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には議長及びその会議で選任された議事録署名人の2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

第24条（役員の構成）

役員会は監事を除く役員をもって構成する。

第25条（役員会の機能）

役員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項。
- 2) 総会で議決した事項の執行に関する必要事項。
- 3) 総会での議決を要しない会務の執行に関するその他の事項。

第26条（役員会の招集及び実施）

役員会は前条に関し、町会長が必要と認めたとき、または役員の4分の1以上から要求があった場合招集し実施する。

第27条（役員会の議長）

役員会の議長は町会長がこれにあたる。

第28条（役員会の定足数及び議決）

- 1 役員会は役員の2分の1以上の出席で成立し、審議事項の決定は、更に出席者の過半数による。
- 2 可否同数のときは議長の決するところと成す。
- 3 止むを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、または他の役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において本条第1項の適用については、その役員は出席したものとみなす。

第6章 資産及び会計

第29条（資産の構成）

本町会の資産は、次の各項に掲げるものをもって構成する。

- 1 別に定める財産目録記載の資産。
- 2 町会費。
- 3 活動に伴う収入。
- 4 資産から生ずる収益。
- 5 その他の収入。

第30条（資産の管理）

本町会の資産は町会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第31条（資産の処分）

本町会の資産で第29条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会で3分の2以上の承認議決を要する。

第32条（経費の支弁）

本町会の経費は、資産を以って支弁する。

第33条（事業計画及び予算）

- 1 本町会の事業計画及び予算は町会長が作成し、毎会計年度開始前に定期総会の議決を経て決定しなければならない。
- 2 前項の規定に拘わらず、次年度開始後容易に定期総会開催の運びに到らず、予算が総会で議決されていない場合には、町会長は定期総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入、支出をすることができる。

第34条（事業報告及び決算）

本町会の事業報告及び決算は、町会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

第35条（会計年度）

本町会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

第36条（規約の変更）

この規約は総会において町会員の4分の3以上の議決を得、かつ柏市長の許可を受けなければ変更することはできない。

第37条（解散）

- 1 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。
 - 1) 破産手続き開始の決定
 - 2) 認可の取り消し
 - 3) 総会の決議
 - 4) 構成員が欠けたとき
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、町会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

第38条（残余財産の処分）

本町会が解散のときに有する残余財産は、総会において町会員の4分の3以上の議決を得て、本町会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

第39条（備付け帳簿及び書類）

本町会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

第40条（委任）

この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て役員会が別に定める。

付則

- 1 この規約は、平成10年（1998年）4月1日から施行する。
- 2 柏南町会規約（昭和42年5月3日及び平成6年4月1日より実施）は廃止する。
- 3 この規約の施行期日の前日において役員である者は、この規約の定めに拘わらずその任期満了までの間、新規約による役員に選任されたものとみなす。
- 4 この規約の前日において町会員であるものは、この規約の定めに拘わらず新規約による町会員とみなす。
- 5 本町会の設立初年度の事業計画及び予算は、第31条の規定に拘わらず設立総会の定めるところによる。
- 6 本町会の設立初年度の会計年度は、第33条の規定に拘わらず設立認可のあった日から平成11年3月31日までとする。
- 7 この規約の運用に伴い、その他必要な経過措置については、役員会の議決を経て定める。
- 8 この規約は平成22年7月6日（柏市長認可の日）から施行する。

細則

1 (会費について)

本町会の円滑な運営を維持するため、町会員は下記の如く町会費を負担し、会計役員の出納責任により、町会全体で十分な活用を計るものとする。

1) 基本	町会費	1 ヲ年	5, 0 0 0 円
2) 軽減	町会費	1 ヲ年	2, 5 0 0 円

軽減対象となる世帯

1. 一人暮らし（7 0 歳以上）・借家・アパート・父子家庭・母子家庭（子供の年齢 1 8 歳未満）
2. 軽減対象となる世帯は、自己申告で班長まで申し出、役員会で審議決定する。
3. 軽減対象世帯の状況が、変化した場合は調査確認をする。

2 (弔慰金)

町会員が死亡した場合、町会より弔慰金として5,000円を供える。

3 (旅費)

町会員が町会のために出張等の役務に携わった場合、交通費その他の経費として、1 日1,000円を支給する。

4 (役員への謝礼)

第9条の町会役員のうち、町会長には1 ヲ年2万円、第3章第11条の2～5の役員には1 ヲ年1 万円、8の役員（班長）には1 ヲ年5 千円、副班長には3 千円を謝礼として支給する。

付則

会費について

町会員及び役員の会費徴収手間を軽減するため、会費の徴収は原則として、年一括払いとする。但し、半年払いも可とする。

この細則は平成21年4月19日から施行する

この細則は平成25年4月14日から施行する

この細則は平成31年4月8日から施行する